

## 随意契約結果書

物品等の名称及び数量	覆工板677枚外1点賃貸借
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局下関港湾事務所長 原 秀一 九州地方整備局 下関市東大和町2-29-1
契約締結日	令和5年4月3日
契約の相手方の氏名及び住所	太洋ヒロセ株式会社中国支店 広島市南区西荒神1-8
契約金額(消費税及び地方消費税含む)	4,357,553 円(税込み)
予定価格(消費税及び地方消費税含む)	4,400,796 円(税込み)
随意契約によることとした理由	<p>本件は、下関港海岸の高潮対策を実施している22工区護岸改良工事に必要な覆工板・敷鉄板を借り上げるものである。</p> <p>当該工事は仮栈橋を用いて施工しており、賃貸借する覆工板及び敷鉄板はその仮栈橋に使用している。22工区護岸改良工事が完了するまでは仮栈橋が必要であるため、施工期間中は工事受注者がリース代を支払うが、工事期間外もリース費用が発生するため、今回当局がリース代を支払うものである。</p> <p>なお、民法上、賃貸借契約は、当該覆工板及び敷鉄板の使用収益権を有する者と締結する必要があり、当該覆工板及び敷鉄板の使用収益権を有するのは、所有者である太洋ヒロセ株式会社であるため、会計法第29条の3第4項により、太洋ヒロセ株式会社中国支店と随意契約するものである。</p>
備考	